

住宅再建の進行

（応急仮設住宅と災害公営住宅の現状）

3月22日時点で指定避難所等に収容されていた避難者は1335人。生活再建の第一歩となる応急仮設住宅、その後の災害公営住宅の完成が急がれました。あれから数年。平成26年2月には待ちに待った災害公営住宅の入居が始まり、復興の力の源となる新たな地域コミュニティも各地に芽生えつつあります。



錦町災害公営住宅 鍵引渡し式（平成26年12月26日）

震度6強の本震と津波、余震により 市内全域の住宅に甚大な被害

震災は未曾有の災害でした。塩竈市内で震度6強を記録した本震や4月7日の余震による強く激しい揺れは、住宅をはじめとする建築物に被害を与えたばかりでなく、市内の各所に崖崩れなども発生させました。

また、津波の浸水範囲は本土地区で約22パーセントに達し、北浜や港町、藤倉、貞山通、海岸通、新富町、宮町などでは家屋流出、全壊・大規模半壊など甚大な被害をもたらしました。浦戸地区ではほぼ全島が浸水し、家屋の半数が流出や全壊するなど壊滅的な状況となりました。

応急仮設住宅には、「プレハブ仮設住宅」と「公営住宅の一時使用」、「民間賃貸住宅借り上げ（みなし仮設住宅）」の3つがあります。プレハブ仮設住宅は、市町村が確保した建設地に県によって建設されます。市では伊保石地区の除融雪ステーション用地を候補とし、県に速やかな建設を働きかけました。また、公営住宅等の一時使用については、雇用促進住宅と



プレハブ応急仮設住宅「伊保石ステーション」の建設地

県営住宅を仮設住宅として使用しました。落ち着いた暮らしを一日でも早くと望む避難者へのプレハブ応急仮設住宅建設の第一報は3月26日。塩竈市災害対策本部ニュース第21号に掲載した「今月中に60戸着工」の情報でした。翌日の第22号では、「伊保石地区」と建設地も明らかにしました。「伊保石ステーション第1期（60戸）」は3月28日に着工式が行われ、その1ヵ月後の4月28日に入居開始を迎えました。それはプレハブ仮設住宅への県内初の入居でした。その後、7月9日入居開始となる「浦戸野々島地区」まで、市では8カ所のプレハブ仮設住宅を順次整備しました。



応急仮設住宅（伊保石ステーション）



3月28日に着工式が行われたプレハブ応急仮設住宅「伊保石ステーション第1期」

■プレハブ仮設住宅の整備状況

名称	建設戸数	入居開始日
伊保石ステーション第1期	60	平成23年4月28日
伊保石ステーション第2期	48	平成23年5月13日
伊保石ステーション第3期	12	平成23年6月13日
伊保石ステーション第4期	15	平成23年7月 8日
塩釜ガス体育館駐車場	23	平成23年6月11日
浦戸桂島地区	21	平成23年6月25日
浦戸野々島地区	15	平成23年7月 9日
浦戸寒風沢地区	12	平成23年6月30日
合計	206	—

住民が安心して生活を送れるよう、「ふれあいサポートセンター」を開設

伊保石ステーション（建設戸数135）

は新しい集落の誕生でもありました。第1期の入居開始後すぐに移動販売車による食料品や日用品の販売が始まり、大型店からのお買い物バスも運行されるなど、生活環境は日を追うごとに整いました。また、ステーション内の集会所では、毎日のようにボランティアが訪れてイベントが行われ、住民の笑顔があふれました。

その一方で、しおナビ100円バスやNEWしおナビ100円バスのバス停が遠く、交通の利便性の向上を求める声が大きくなりました。そこで市では平成23年11月1日から「しおナビ仮設住宅特別便 伊保石お〜らいタクシー」の運行を開始しました。伊保石お〜らいタクシーは、伊保石ステーションと市の中心部をつなぐ、定時定路線、定額料金の乗合タクシー（1回乗車につき100円、1日4便、本塩釜駅、市立病院、塩釜駅を往復）です。住民の方々限定的交通機関であり、事前に利用登録し、会員証を提示して乗車する方式としました。同時に、「みなし仮設住宅」居住者の利便性向上のため、NEWしおナビ100円バスを増便し1日4便運行としました。

また、同年11月15日、市では仮設住宅などの住民の健康づくりや生活相談に応じるための施設として、「ふれあいサポートセンター」を開設しました。保健師や

看護師、生活支援員などのスタッフが常駐するセンターの運営は、市から委託を受けた塩釜市社会福祉協議会が行い、現在もステーションの入居者と民間賃貸住宅借り上げ（みなし仮設）の入居者をサポートしています。



ふれあいサポートセンターの開設（平成23年11月15日）



しおナビ仮設住宅特別便 伊保石お〜らいタクシー

今後の課題の一つは、高齢化する入居者への対応

「保健センターや長寿社会課などと連携を取りながら、8名のスタッフで仮設とみなし仮設住宅の約500世帯の見守りを行っています」と語るのは、センターの副所長の橋内さん。センターの活動範囲は広く、見守りにとどまらず、支所のように行政のサービスを取り次ぐ窓口となったり、自治会が無いためバラバラになっってしまうがちな入居者の取りまとめも行っています。

橋内さんが挙げる今後の課題は、災害公営住宅への転居にともなう空き部屋の管理と高齢化する入居者への対応。震災後約4年の歳月は、そのままステーションの入居者の年齢の上昇分でもあります。災害公営住宅に転居してもセンターの見守りは継続されますが、「目に見えて老化が進み、歩行が困難になる、寝たきりになるなど変化の大きい方もいます。近くにいる時は様子も分かりますが、離れてしまうと……。転居後のことが心配になります」と語ります。

■災害公営住宅整備事業の歩み

年	月 日	内 容
H24	2月1日	「東日本大震災における災害公営住宅の整備にかかる基本協定」(UR)
	2月1日	伊保石・錦町地区の建設について UR に要請
	2月28日	災害公営住宅整備にかかる業務実施契約
	3月2日	第1回復興交付金事業計画において事業採択(伊保石・錦町地区)
	3月21日	用地測量・土質調査着手式
	5月14日～25日	入居資格者に意向調査
	5月25日	第2回復興交付金事業計画において事業採択(桂島・野々島・寒風沢地区)
	5月28日～29日	仮設住宅入居者の生活再建に係る説明会
	6月18日～22日	仮設住宅入居者の今後の住まいに関する相談会
	7月17日～20日	災害公営住宅入居に関する説明会
	10月1日～12日	住宅再建意向調査
	10月24日～11月2日	住宅再建意向調査(補足調査)
	11月22日～12月5日	住宅再建意向調査(追跡調査)
	11月30日	第4回復興交付金事業計画において事業採択(北浜・朴島地区)
	12月11日	錦町地区災害公営住宅の整備に関する協定
	12月14日	住宅再建等意向調査
H25	1月17日	着工式(伊保石地区)
	1月18日	浦戸諸島に係る災害公営住宅整備推進に向けた覚書締結
	1月30日～31日	復興事業に係る懇談会
	3月8日	第5回復興交付金事業計画において事業採択(清水沢地区)
	3月26日	小規模住宅地区改良事業説明会
	5月20日	着工式(錦町地区)
	7月18日	住民説明会(朴島地区)
	9月30日	浦戸地区の建設について UR に要請
	10月4日・6日	災害公営住宅造成工事説明会(桂島・野々島・寒風沢・朴島地区)
	12月3日・4日・6日	入居募集説明会(伊保石地区)
	12月8日	住宅内覧会(伊保石地区)
	12月27日	内閣総理大臣視察(伊保石地区)
H26	1月16日	入居抽選会(伊保石地区)
	1月24日	入居説明会(伊保石地区)
	2月1日	入居式(伊保石地区)
	3月7日	第8回復興交付金事業計画において事業採択(錦町東地区)
	6月14日	地域コミュニティ交流会(伊保石地区)
	6月28日	着工式(桂島・野々島・寒風沢・朴島地区)
	8月11日	清水沢地区の建設について UR に要請
	9月10日～12日	入居募集説明会(錦町地区)
	11月5日～6日	入居抽選会(錦町地区)
	12月1日	地鎮祭(寒風沢・朴島地区)
	12月5日	入居説明会(錦町地区)
	12月21日	入居募集説明会(桂島・野々島地区)
	12月26日	2・3号棟入居式・内覧会(錦町地区)
H27	2月3日	入居抽選会(桂島・野々島地区)
	2月15日	入居説明会(桂島・野々島地区)
	3月上旬	入居式(桂島・野々島地区)
	3月下旬	1号棟入居開始(錦町地区)

■入居意向の調査結果（平成27年1月時点）

		必要戸数
本土地区	市内被災者	299
	市外被災者	76
浦戸地区		45
合計		420

復興の基盤となる
災害公営住宅の整備のため、
UR都市機構と基本協定を締結

「災害公営住宅」は、震災で住宅を失った被災者のうち、自力での住宅再建が困難な方を対象に、低い家賃で入居でき、安心して住み続けられるよう、市が国の補助を受け整備する市営住宅です。次の条件を満たす方が入居できます。

- (1) 東日本大震災により住宅を失った方
または、「大規模半壊・半壊」でその住宅を解体していること（今後解体することが確実であること）。
- (2) 防災集団移転事業対象者

(3) 復興推進計画に伴う市街地整備事業による移転予定者

(4) 福島復興再生特別措置法による避難指示区域からの避難者

- (2) 持家がなく、住宅に困っている方
- (3) 申込者や同居者が暴力団員でない方
- (4) 市税などの滞納が無い方（徴収猶予期間を除く）

市では、被災地区の住民との懇談会で挙げられた意見や被災者を対象としたアンケート調査などを踏まえて災害公営住宅の計画を検討。9地区（本土地区…伊保石・錦町・錦町東・北浜・清水沢、浦戸地区…桂島・野々島・寒風沢・朴島）合計420戸（※）を整備することを決定しました。そして、住宅整備に関する



塩竈市災害公営住宅建設事業着手式（平成24年2月1日）

専門的なノウハウに加え、一日でも早い完成、入居が求められる事業であることから、市では平成24年2月1日に独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と基本協定を締結。同日、「塩竈市災害公営住宅建設事業着手式」を開催し、伊保石および錦町の2地区の事業を始動させました。

※当初計画は約350戸。意向調査や仮入居申込の結果などに基づき380戸、平成26年度計画で420戸と増加。

居住者の生活様式に合わせ、
多彩なタイプに

災害公営住宅は画一的なものではなく、居住希望者の生活様式に対応できるように地区ごとに形式や構造、間取りなどが異なります。例えば、伊保石地区は県産木材を活用（50パーセント以上使用）した多家族世帯向けの戸建木造住宅、錦町は高齢単身者からファミリーまで幅広いタイプを備えた鉄筋コンクリート造の集合住宅です。さらに、伊保石地区では入居者の新たなコミュニティの形成を促すための施設として集会所や公園を設置、錦町地区では広場などに復興のシンボルとして「佐浦山の桜」を再生させるなど、それぞれ特徴をもった公営住宅として整備を進めています。



伊保石災害公営住宅



伊保石災害公営住宅（伊保石地区第1期）を視察する安倍晋三首相（平成25年12月27日）

地域との連携を図りつつ、住民間の結び付きをさらに強く

「お隣との間隔も十分にとられた戸建住宅ですから、生活音はほとんど聞こえません。窓を開ければ爽やかな木々の葉擦れの音が聞こえてきて、いい場所ですね。震災時の住まいは藤倉でしたが、津波の心配も無くなり、安心して暮らしています。入居者は浦戸に北浜、楓町から移られた方などいずれも初対面の方ばかり。顔合わせ会などを通して打ち解け、話し合い、町内会は地元の伊保石清水沢一区に新しい班として加えてもらうことにしました」と語るのは、伊保石災害公営住宅第1期にお住まいの藤田勝明さん。平成26年2月の入居開始以来、住宅内のコミュニティづくりで中心的な役割を果たし、現在は31世帯で構成される班の班長です。

町内会へ参加することが決定したことを機に、6月14日には近隣住民との親睦を深めることを目的とした地域コミュニティ交流会が開催されました。当日は、敷地内の「ギズナロード」には本市の復興に支援を頂いている自治体への感謝を



藤田勝明さん

込めて、「レンゲツツジ」「日日草」など各自自治体の木や花の記念植樹も行われました。入居者をはじめ町内会、隣接するひまわり保育園の園児のみなさんなどが参加し、にぎやかな交流会となりました。

「集会所内にあるAEDはいつでも利用できるよう、ひまわり保育園さんにも鍵を預けています。余震も気になりますし、災害が発生した時の集合場所、対応などをみんなで考え、整えることが課題ですね」と藤田さん。地域との連携を図りつつ、住民間の結び付きをさらに強くすることを目指しています。



地域コミュニティ交流会



伊保石災害公営住宅第1期入居式

生活再建、街の成長は復興のシンボル・桜とともに

錦町地区災害公営住宅は、造成工事の途中で防空壕が発見され、一時工事が中断しましたが、その後、住宅建築工事が進み、平成26年12月26日、2号棟と3号棟が入居開始を迎えました（1号棟は平成27年3月下旬の予定）。かつて観桜会が催され、人々にぎわったという「佐浦山」に建設された災害公営住宅。入居者と周辺住民は、新たに誕生した地域コミュニティと復興のシンボルとして植樹された桜の成長を楽しみにしています。

災害公営住宅―本土地区―の整備状況（平成26年12月現在）

◎伊保石地区災害公営住宅第2期
詳細設計を行っており、平成26年度内の造成工事着工を予定しています。

◎清水沢地区災害公営住宅

伊保石地区、錦町地区と同様に、住宅建築工事はUR都市機構が行います。市では造成工事着工に当たり、周辺住民を対象に2回の説明会を開催、工事概要や工事の安全確保などについて説明しました。

平成26年9月から造成工事に着手し、雨水貯水槽を埋設する工事を行いました。建物の建築工事は平成27年度上半期から開始する予定です。

◎北浜地区災害公営住宅

土地区画整理事業区域内に位置するため、仮換地指定を行い、造成工事に着手しました。建物の建築工事については宮城県と業務施行協定を締結し、平成27年度下半期から着工する予定です。

◎錦町東地区災害公営住宅

詳細設計を行っており、平成26年度内の造成工事着工を予定しています。

「がけ崩れ対策」は平成25年度内に全て完了

「がけ崩れ対策事業（災害関連地域防災がけ崩れ対策事業・造成宅地滑動崩落緊急対策事業）」として、藤倉一丁目、藤倉二丁目、母子沢、青葉ヶ丘の4地区で対策工事を行いました。工事は、被災した法面やブロック面をアンカー工法などで健全化し、2次災害を防止して安全な生活環境を確保しました。4地区とも平成25年度内に完了しました。

◎災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

・藤倉一丁目地区／平成25年3月完了

◎造成宅地滑動崩落緊急対策事業

・青葉ヶ丘地区／平成25年11月完了
・藤倉二丁目地区／平成25年12月完了
・母子沢地区／平成26年2月完了



藤倉一丁目地区



青葉ヶ丘地区



母子沢地区



藤倉地区



高基礎工事の例（北浜一丁目）

塩竈市では、宅地のかさ上げや被災した擁壁などの復旧を行う市民に対して、その費用の一部を助成する「塩竈市宅地防災対策事業」と、津波により被災した世帯が市内で住宅を建設、購入または、補修を行ったときに取得経費や補修経費または資金借入に伴う利子相当額の補助を行う「塩竈市津波被災住宅再建支援事業」を行っています。

「塩竈市宅地防災対策事業」は、完了した工事も対象となり、事業を開始した平成24年2月から平成26年12月までの期間で防災対策（宅地のかさ上げ、高基礎、揚家など）工事112件、被災宅地復旧（擁壁など）工事224件の利用がありました。なお、この事業は、平成30年3月30日まで受付を行います。

また、「塩竈市津波被災住宅再建支援事業」も、事業を開始した平成25年7月から平成26年12月までの期間で324件の利用がありました。なお、この事業は、平成33年3月31日まで受付を行います。

東日本大震災で被災した宅地や住宅の再建に対する支援を実施

塩竈市津波被災住宅再建支援事業

1. 対象となる方（以下の全てを満たす方）
東日本大震災の津波により被災した世帯の方（ただし、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業などの復興事業対象者を除く）
- (2) 全壊、大規模半壊の方および半壊で住宅を解体した方
- (3) 市内に自ら居住するための住宅を建設・購入または被災した住宅を補修した方
- (4) 被災した住宅が持ち家であった方
- (5) 市区町村民税、固定資産税、都市計画税を滞納していない方

■支援制度の概要

名称	概要	補助上限額	申請期限
①住宅取得 (取得補助)	金融機関から資金を借り入れずに住宅を取得した方に、住宅の取得に要した経費について補助するもの。	250万円	平成33年3月31日
②住宅・土地取得 (取得補助・利子相当額補助)	金融機関から資金を借り入れて住宅・土地を取得した方に、住宅の取得に要した経費および借入にかかる利子相当額を補助するもの。	708万円	平成33年3月31日
③住宅補修 (補助)	金融機関から資金を借り入れずに住宅を補修した方に、住宅の補修に要した経費について補助するもの。	50万円	平成27年3月31日
④住宅補修 (補修補助・利子相当額補助)	金融機関から資金を借り入れて住宅を補修した方に、住宅の補修に要した経費および借入にかかる利子相当額を補助するもの。	170万円	平成33年3月31日
⑤がけ地近接等危険住宅移転事業の選及適用 住宅・土地取得 (取得補助・利子相当額補助)	浦戸寒風沢・桂島の一部が災害危険区域に指定される前に同地区から市内のほかの地区に移転した方に、②と同様の補助を行うもの。	708万円	平成33年3月31日

塩竈市宅地防災対策支援事業

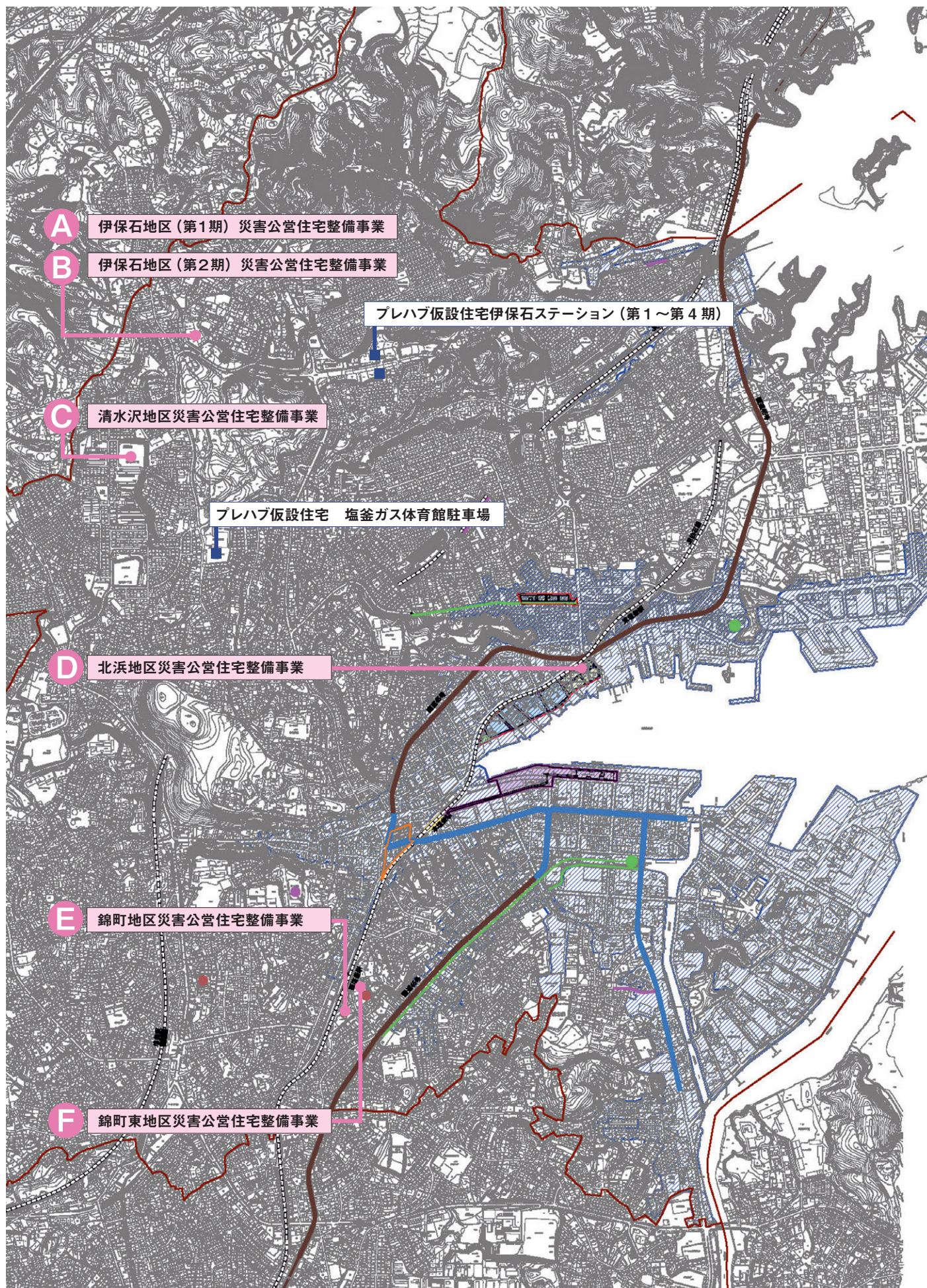
1. 防災対策工事
対象となる方
東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅再建のために左記工事を実施する所有者、対象となる宅地
- (2) 個人が所有する居住に供する宅地。営利を目的とする借家、事務所、非住家などの宅地は対象となりません。
- (3) 対象となる工事
①かさ上げ工事 ②かさ上げに伴う擁壁工事
③高基礎工事 ④曳き家または揚げ家工事
- (4) 受付期限
平成30年3月30日まで
- (1) 対象となる方
東日本大震災により被災した宅地の所有者や管理者、またはこれらの方々の方々の親族の方（管理者、親族の方については土地所有者から復旧工事の施工について承諾を得る必要があります。）
なお、当該工事を実施済の場合も対象となります。
- (2) 対象となる宅地
個人が所有する居住に供する建築物（併用住宅も可）がある一団の土地で、東日本大震災で被災した宅地が対象です。
- (3) 次のいずれかの復旧工事等を行った場合に、対象経費の2分の1の額（上限150万円）を助成します。
①法面保護工事（地盤面から高さが2メートルを超えるもの） ②排水施設の設置工事 ③擁壁の地盤の補強および整地工事 ④擁壁の設置または補修もしくは補強工事（地盤面から50センチメートル以上のもの）および既設擁壁の除去工事 ⑤地盤調査および設計調査など
- (4) 受付期限
平成30年3月30日まで

[illegible]

〈スケジュール〉				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ※一部繰越
	● 事業採択		● 協定締結	● 建築工事着手予定

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ※一部繰越
		事業採択	事業要請	建築工事着手予定

	浸水区域
---	------



塩竈の未来の都市像を描く （津波浸水地区の復興に向けて）

天然の良港として古くから知られた「みなとまち塩竈」。時代とともに市街地は海へ延び、平地部分の約60パーセントを占めるまでに。津波によって甚大な被害を受けた市街地の人々が思い描くまちの復興計画は「現地再建」。それは、塩竈の未来の都市像を現実化する歩みに他なりません。



復興事業地区の現状②（港町）



復興事業地区の現状①（海岸通）



復興事業地区の現状④（藤倉）



復興事業地区の現状③（北浜）

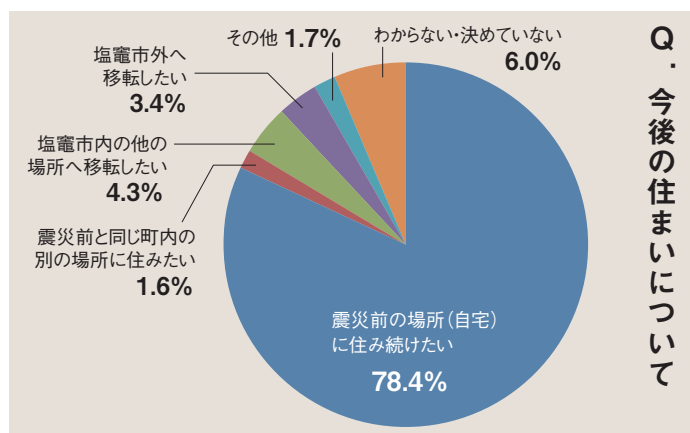
塩竈の未来の都市像を現実化する 復興事業が4地区で進行中

津波で甚大な被害を受けた本土の沿岸部。そこは、市域面積が狭く、さらには大部分が丘陵地で平地部分が少ない塩竈市において市街地を形成する地域です。県の提唱する震災復興計画は、「高台移転」「職住分離」「多重防衛」を基本とします。しかし、市の丘陵地に高台移転を検討できるような遊休地はありません。市では、「塩竈市震災復興計画」および沿岸部地域（市街地）の復興事業の策定に先立って、平成23年7月に被災世帯を対象とした「復興まちづくりに関する市民意向調査」を実施しました。その調査結果は、「震災前の場所（自宅）に住み続けたい」との回答が78・4パーセント。市民（被災世帯）の意向は「現地再建」でした。

市民から幅広く意見を伺うことを目的とした地区懇談会では、市の被災状況を報告するとともに、策定中の「塩竈市震災復興計画」の途中経過、地区ごとのまちづくりの方向性について説明し、意見を求めました。各会場では、震災前の状

況と現状の報告をはじめ、地盤沈下、土地のかさ上げほかの住宅対策、防潮堤の整備や観光、教育、水道の安全性など多岐にわたって意見や要望が寄せられました。

市民の意向が反映された「塩竈市震災復興計画」の基本理念は、「長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように」。現在、復興計画の基本理念や市の長期総合計画が目指す都市像を現実化する市街地の復興事業（まちづくり）を4地区（藤倉、北浜、海岸通、港町。※浦戸を除く）で進めています。



藤倉二丁目地区

被災市街地復興土地地区画整理事業

宅地のかさ上げと狭い道路の解消、公園の新設などを目的とした土地地区画整理事業を行います。地区内外の雨水を処理、排水する下水道事業（雨水幹線整備）、都市計画道路新浜町杉の下道路事業と一体的に行い、良好な住環境を整備するとともに地域の防災性を高めます。



イメージパース

〈スケジュール〉

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ※一部繰越
	事業採択	事業認可	工事着手	

名称／仙塩広域都市計画事業 塩電市藤倉二丁目

地区被災市街地復興土地地区画整理事業

面積／約1・0ヘクタール

北浜地区

被災市街地復興土地地区画整理事業

道路および宅地のかさ上げと併せて土地利用再編を行い、地域の防災性を高めます。また、国道45号やJR東塩釜駅に近接する立地条件を活かし、産業や人が交流する結節点となるまちづくりを進めます。災害公営住宅が建設される居住ゾーンでは、県の「仮称」北浜護岸緑地の整備」と合わせ、快適な居住空間を創出するとともに、職住近接の土地利用を行います。



イメージパース

〈スケジュール〉

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ※一部繰越
	事業採択	事業認可	工事着手	

名称／仙塩広域都市計画事業 塩電市北浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業

面積／約5・1ヘクタール

海岸通1番2番地区

市街地再開発事業

土地を集約・共有化し、新たに再開発ビルの建設や、イベント広場などの整備を計画しています。市街地中心部であり、塩電の食が味わえ、産品が購入できる商業施設、駐車場、マンションを一体的に整備します。また、門前町としての歴史が感じられる、塩電らしさを活かしたまちづくりを行っていきます。



イメージパース

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ※一部繰越
事業採択	準備組合設立		事業認可 (予定)	工事着手 (予定)

名称／仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業 塩電市海岸通1番2番地区第一種市街地再開発事業

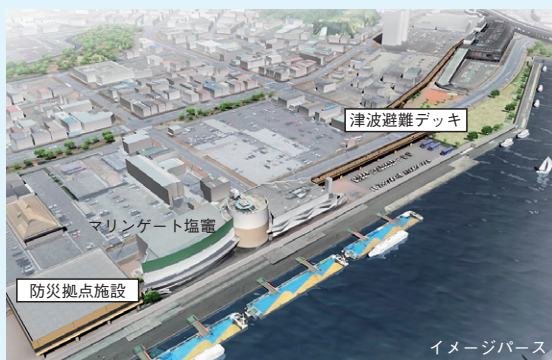
面積／約1・0ヘクタール

市では、道路などの公共施設のほか、市営駐車場、防災拠点施設等の整備を行います。

港町地区 津波復興拠点整備事業

高台がなく、高架線との関係からかさ上げが困難な地区の防災力を高めるため、避難デッキを整備します。また、交通拠点であり、浦戸地区の救援拠点としての機能を担うマリゲート塩釜に加えて、隣接地に防災拠点施設を新設し、災害時における拠点施設としての連携を強化します。

名称／仙塩広域都市計画 港町地区一団地の津波
防災拠点市街地形成施設
面積／約3・2ヘクタール

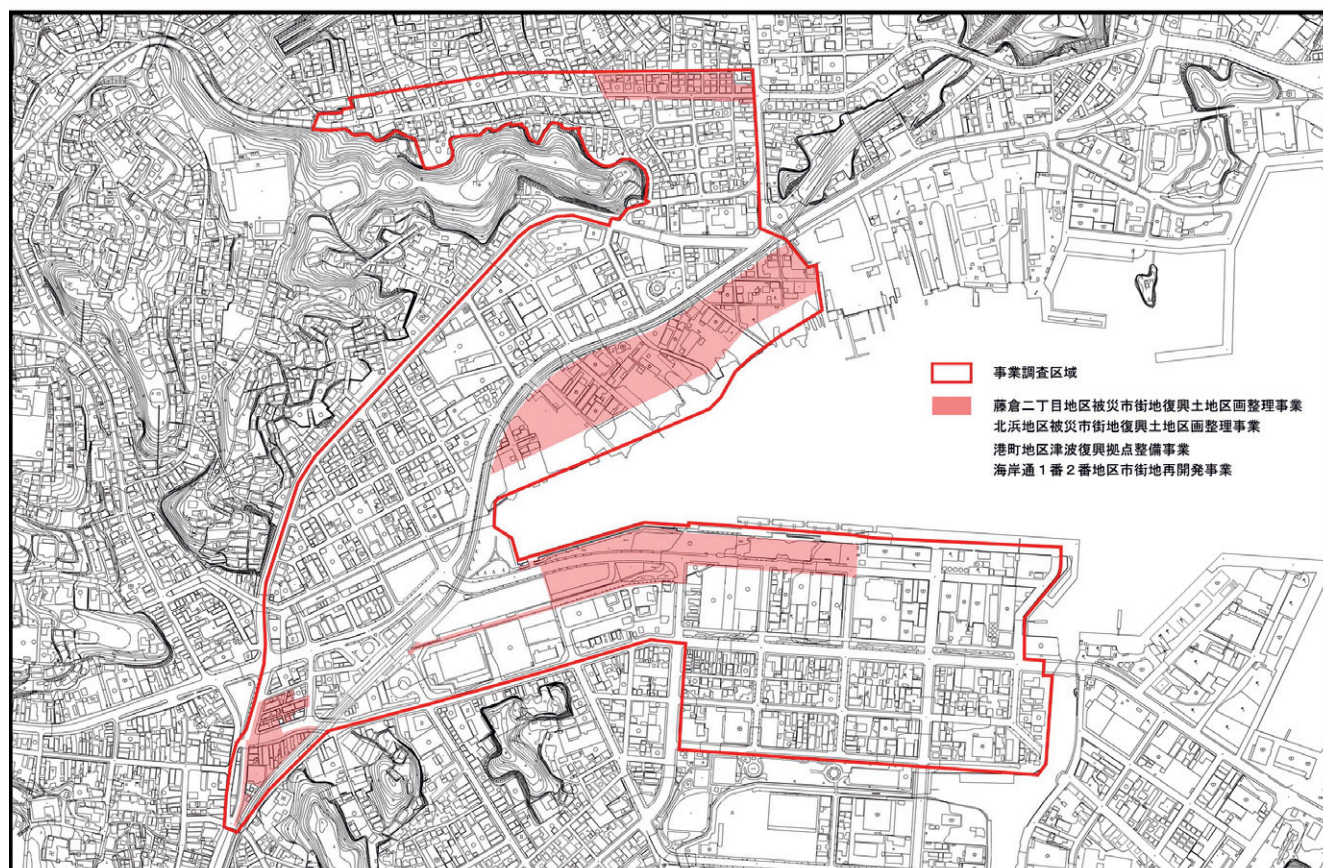


〈スケジュール〉

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ※一部繰越
	事業採択	●	●	●
		事業認可		工事着手

中心市街地復興に向けた事業化のプロセス

中心市街地の復興には、復興交付金による都市再生事業計画案作成業務等の調査費を活用し、事業化検討を行いました。この検討結果から、北浜地区と藤倉二丁目地区の被災市街地復興土地区画整理事業、海岸通地区震災復興市街地再開発事業、港町地区津波復興拠点整備事業の都市計画決定を行い、事業化を進めてきています。



中心市街地の再生に向けた事業調査

各地区の事業の進捗状況は、市の震災復興推進局や準備組合で発行しているニューズレターによってお知らせしています。

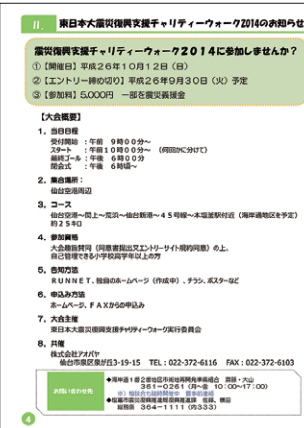
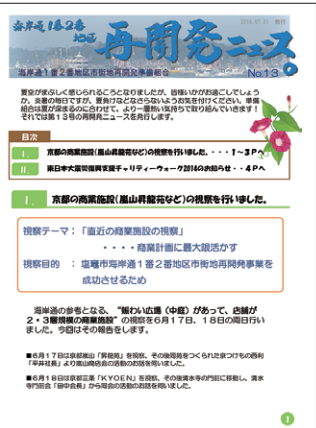
■藤倉二丁目地区まちづくりニュース



■北浜地区まちづくりニュース



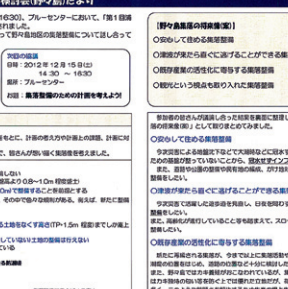
■海岸通1番2番地区再開発ニユース



■災害公営住宅ニュース



浦戸地区再生に係る
検討会だより



塩竈市 復興事業箇所図 (平成 27 年 1 月時点)

凡 例	
	土地区画整理事業
	道路整備
	漁港整備事業
	漁業集落防災機能強化事業
	市街地再開発事業
	災害公営住宅事業
	下水道整備
	その他整備

	浸水区域
---	------

<その他の主な復興事業>

- ・復興まちづくり総合支援事業
(避難路・避難誘導サイン・備蓄倉庫整備など)
- ・災害公営住宅家賃低廉化事業

塩竈市水産加工業施設整備等支援事業

塩竈市魚市場整備事業

新浜地区漁業集落防災機能強化事業

朴島地区災害公営住宅整備事業

朴島地区小規模住宅地区改良事業

野々島地区漁業集落防災機能強化事業

野々島地区漁港施設機能強化事業

野々島地区災害公営住宅整備事業

桂島地区漁業集落防災機能強化事業

桂島地区災害公営住宅整備事業

桂島地区防災集団移転促進事業

がけ地近接等危険住宅移転事業

寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業

寒風沢地区漁港施設機能強化事業

寒風沢地区災害公営住宅整備事業

寒風沢地区防災集団移転促進事業

がけ地近接等危険住宅移転事業

